

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月31日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第21号

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「カリキュラム開発支援センター」を「カリキュラム開発支援センター に改める。

下京区統合中学校開設準備室 」

第2条第2項中「専門主事を」の右に「、下京区統合中学校開設準備室に副室長、指導主事又は担当係長を」を加える。

第3条中第10項を第11項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 副室長は、室長を補佐する。

「カリキュラム開発支援センター

(1) 学校の教育課程の編成及び教職員の研究活動の支援に関すること。

(2) 教育図書、教育資料等の収集及びこれらの提供に関すること。

第4条中 学校統合推進室

を

計画課

(1) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため、学校統合についての調査研究、計画立案、連絡調整等に関すること。」

「カリキュラム開発支援センター

(1) 学校の教育課程の編成及び教職員の研究活動の支援に関すること。

(2) 教育図書、教育資料等の収集及びこれらの提供に関すること。

下京区統合中学校開設準備室

(1) 下京区内の中学校の統合に関すること。

に

学校統合推進室

計画課

計画係

(1) 小規模校における教育上の諸問題を解決するため、学校統合についての調査研究、計画立案、連絡調整等に関すること。」

改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会総務部総務課)